

2018年5月28日

出国時の在外選挙人名簿登録申請について

本年6月1日以降、最終住所地の市区町村選挙管理委員会（以下「選管」）選挙人名簿に登録されている方が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に、当該市区町村の選管に対して出国時申請を行うことができるようになりました。

これにより、国内において転出の際に申請が可能となるため、申請のために当館窓口に出向く必要がなくなります。また、登録先の市区町村選管に直接申請することとなるため、申請から在外選挙人証交付までの期間が従来に比べ短縮されます。さらに、現行の登録申請において要件となっている「3か月居住（当館の管轄区域内に継続して3か月以上居住していること。）」が不要となります。

なお、既に市区町村に国外への転出届を提出された方については、出国時申請は御利用できません。今後新たに国外において生活を始められる予定の方がいれば、是非本制度を御紹介願います。